

令和7年第3回稲城市教育委員会定例会

1 令和7年3月19日、午後2時から、市役所6階 601・602会議室において、令和7年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

白井 妙子（教育長職務代理者）
北川 英一
田中 教仁
上林 秀之

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	岸 知聡
教育総務課長	涌田 恵一郎
学務課長	佐藤 由美子
指導課長	長澤 慎哉
生涯学習課長	工藤 紀
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広
教育総務課教育総務係 加藤 千佳

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第6号議案
「令和7年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第7号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第6 第8号議案
「稲城市立小・中学校学校医等（令和7年度）の委嘱について」

- (7) 日程第7 第9号議案
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和7年度）の
任命について」
- (8) 日程第8 第10号議案
稲城市社会教育委員（令和7年度及び令和8年度）の委嘱に
ついて
- (9) 日程第9 第11号議案
稲城市立公民館運営審議会委員（令和7年度及び令和8年度）
の委嘱について
- (10) 日程第10 第12号議案
稲城市文化財保護審議会委員（令和7年度及び令和8年度）
の委嘱について
- (11) 日程第11 報告事項

教育長職務代理者 　ただ今から、令和7年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」こととされておりますので、本日は、私が進行を務めます。

それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 令和7年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 学校開放事業について

学務課長 1 令和6年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
2 学校給食費未納者への対応について
3 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖の状況について
4 令和6年度 第2回稲城市学校保健連絡会について
5 令和6年度児童・生徒数・学級数（令和7年2月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について

- 3 研修事業について
- 4 その他について
- 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 二十歳の式典関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況（1月分）について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 i プラザの主な主催事業の実施状況
 - 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ令和6年12月分及び令和7年1月分、公民館令和7年1月分及び2月分）

- 学校給食課長
- 1 令和6年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会（再掲）について
 - 2 学校給食野菜に関する情報交換会について
 - 3 令和6年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 - 4 令和6年度第6回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 5 令和6年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 6 令和6年度第2回稲城市栄養連絡会について
 - 7 令和6年度第2回稲城市学校保健連絡会（再掲）について
 - 8 学校との協働について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況(令和7年1月・2月)について

教育長職務代理者 教育行政報告が終わりました。
 本日は議事進行の都合により、日程第4 第6号議案の後、日程第11

報告事項を行い、続いて、日程第7 第9号議案、日程第6 第8号議案、日程第8 第10号議案から日程第10 第12号議案までを行い、その後、日程第5 第7号議案を行うことといたします。

第6号議案、第8号議案から第12号議案まで及び報告事項は、人事案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、第6号議案、第8号議案から第12号議案まで及び報告事項は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※全課長及び傍聴者は退室する。

(これより第6号議案、第8号議案から第12号議案まで及び報告事項は非公開審議)

非公開審議

(これにて第6号議案、第8号議案から第12号議案まで及び報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※全課長及び傍聴者入室

教育長職務代理者 再開いたします。

これより、第6号議案「令和7年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第8号議案「稲城市立小・中学校学校医等（令和7年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第9号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和7年度）の任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第10号議案「稲城市社会教育委員（令和7年度及び令和8年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第11号議案「稲城市立公民館運営審議会委員（令和7年度及び令和8年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第12号議案「稲城市文化財保護審議会委員（令和7年度及び令和8年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育指導担当部長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第7号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市教育委員会事務局処務規則に規定する指導課の組織及び事務分掌を変更することに伴い、本規則の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、第7号議案、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。

資料のほうをお開きいただきまして、4ページ、議案概要説明書をご覧ください。

本案は、稲城市教育委員会事務局処務規則に規定する指導課の組織及び事務分掌を変更することに伴い、本規則の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

主な改正内容につきましては、教育センター系の設置に伴い、組織及び事務分掌を追加いたします。

組織につきましては第2条第2項の教育部指導課に教育センター系を追加いたします。

事務分掌につきましては、別表第4項において教育部指導課の事務分掌のうち指導課教育センター系の事務分掌を追加いたします。

施行規則は令和7年4月1日でございます。

それでは、戻っていただき3ページをご覧ください。

こちら新旧対照表でございます。

記載にある下線部が改正する箇所でございます。

まず、新のところをご覧になっていただき、第2条第2項中、教職員系の次に教育センター系を追加いたします。

また、こちら旧のほうをご覧いただき、これまで指導課指導係の所掌事務としていた8番、教育相談及び就学相談並びに特別支援教育に関することを教育センター系の所掌事務とし、教育センター系の所掌事務を1、教育センターの管理運営に関すること。2、教育相談及び就学相談並びに特別支援教育に関すること。3、不登校支援に関することといたします。

教育センター系を設置することで、現在の教育センターの管理運営をより効果的かつ効率的なものにするとともに、不登校支援に関して教育相談室の機能を最大限活用しながら、学校や関係機関と連携した不登校児童生徒への支援を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長職務代理者 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
北川委員。

北川委員 指導課に教育センター係が配置されることによって、人員配置というのはどういうふうに変化するのでしょうか。

教育長職務代理者 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長職務代理者 再開いたします。
教育部長。

教育部長 人員配置につきましては、人事案件でございますので、この場でお答えするのは差し控えさせていただきたいと思っております。

教育長職務代理者 北川委員。

北川委員 そうすると、単に分掌が分かれたのか、それともいわゆる人員も多くなって、働き方改革にも資するのかどうかということが分かる範囲で教えてくださいいただけますか。

教育長職務代理者 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長職務代理者 再開いたします。
指導課長。

指導課長 教育センター係の人員につきましては、新たに教育センター係に係の人員として、一人を配置する予定でございます。こちらは指導係から1人ということではなく、新たに1人を配置する予定でございます。

教育長職務代理者 北川委員。

北川委員 ありがとうございます。教育センターの機能強化とともに、指導課の働き方改革に資するようということですね。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者　ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

教育長職務代理者　ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第7号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者　挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後2時58分閉会)